

八代市議会 3 月定例会議案

（令和 7 年 2 月 2 1 日招集）

目 次

議案第 3 号	令和 6 年度八代市一般会計補正予算
議案第 4 号	令和 6 年度八代市国民健康保険特別会計補正予算
議案第 5 号	令和 6 年度八代市介護保険特別会計補正予算
議案第 6 号	令和 6 年度八代市診療所特別会計補正予算
議案第 7 号	令和 7 年度八代市一般会計予算
議案第 8 号	令和 7 年度八代市国民健康保険特別会計予算
議案第 9 号	令和 7 年度八代市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 10 号	令和 7 年度八代市介護保険特別会計予算
議案第 11 号	令和 7 年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計予算
議案第 12 号	令和 7 年度八代市診療所特別会計予算
議案第 13 号	令和 7 年度八代市久連子財産区特別会計予算
議案第 14 号	令和 7 年度八代市椎原財産区特別会計予算
議案第 15 号	令和 7 年度八代市水道事業会計予算
議案第 16 号	令和 7 年度八代市簡易水道事業会計予算
議案第 17 号	令和 7 年度八代市下水道事業会計予算
議案第 18 号	契約の変更について
議案第 19 号	契約の変更について
議案第 20 号	契約の変更について
議案第 21 号	財産の取得について
議案第 22 号	都市公園を設置すべき区域の決定について
議案第 23 号	都市公園を設置すべき区域の決定について
議案第 24 号	都市公園を設置すべき区域の決定について
議案第 25 号	八代市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
議案第 26 号	八代市職員退職手当支給条例の一部改正について
議案第 27 号	八代市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
議案第 28 号	八代市公民館条例等の一部改正について
議案第 29 号	八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
議案第 30 号	八代市地域振興基金条例の制定について
議案第 31 号	八代市手数料条例の一部改正について
議案第 32 号	八代市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び八代市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第 33 号	八代市都市公園条例等の一部改正について
議案第 34 号	八代市普通公園条例の一部改正について

議案第 35 号 八代市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

議案第 36 号 八代市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部改正について

議案第 37 号 八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第 38 号 八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

契約の変更について

本市は、下記のとおり工事請負契約を変更するものとする。

記

(変更前)

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | 市道市ノ俣線災害復旧工事 (R 2 災第 4 2 8 4 号) |
| 2 | 工 事 場 所 | 八代市坂本町中津道 |
| 3 | 契 約 金 額 | 1 4 4 , 1 0 0 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 八代市松崎町 4 2 9 番地の 2
株式会社松中土建
代表取締役 松中 幸治 |

(変更後)

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | 市道市ノ俣線災害復旧工事 (R 2 災第 4 2 8 4 号) |
| 2 | 工 事 場 所 | 八代市坂本町中津道 |
| 3 | 契 約 金 額 | 1 5 1 , 3 5 4 , 5 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 八代市松崎町 4 2 9 番地の 2
株式会社松中土建
代表取締役 松中 幸治 |

令和 7 年 2 月 2 1 日提出
八代市長 中 村 博 生

(提案理由)

変更後の契約金額が 1 億 5 , 0 0 0 万円以上の工事請負契約を締結するには、八代市議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を経る必要がある。

契約の変更について

本市は、下記のとおり工事請負契約を変更するものとする。

記

(変更前)

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名 | 清掃センター解体工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 八代市中北町 3 7 4 3 番地 |
| 3 | 契 約 金 額 | 9 8 4 , 2 7 1 , 2 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 浅沼組・園川組建設工事共同企業体
代表者 福岡市博多区博多駅東三丁目 1 4 番 1 号
株式会社浅沼組 九州支店
執行役員支店長 江崎 彰夫 |

(変更後)

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名 | 清掃センター解体工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 八代市中北町 3 7 4 3 番地 |
| 3 | 契 約 金 額 | 1 , 1 2 1 , 2 9 6 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 浅沼組・園川組建設工事共同企業体
代表者 福岡市博多区博多駅東三丁目 1 4 番 1 号
株式会社浅沼組 九州支店
執行役員支店長 江崎 彰夫 |

令和 7 年 2 月 2 1 日提出
八代市長 中 村 博 生

(提案理由)

議会の議決を経た契約のうち契約金額の 1 割以上又は 2 , 0 0 0 万円以上の金額の変更については、議会の議決を経る必要がある。

契約の変更について

本市は、下記のとおり工事請負契約を変更するものとする。

記

(変更前)

1	工 事 名	八代南部排水機場 3 号ポンプ設備復旧工事
2	工 事 場 所	八代市日奈久新開町
3	契 約 金 額	1 3 1 , 7 8 0 , 0 0 0 円
4	契約の相手方	福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番 8 2 号 株式会社西島製作所 九州支店 支店長 牧野 博隆

(変更後)

1	工 事 名	八代南部排水機場 3 号ポンプ設備復旧工事
2	工 事 場 所	八代市日奈久新開町
3	契 約 金 額	2 5 3 , 8 9 1 , 0 0 0 円
4	契約の相手方	福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番 8 2 号 株式会社西島製作所 九州支店 支店長 牧野 博隆

令和 7 年 2 月 21 日提出
八代市長 中 村 博 生

(提案理由)

変更後の契約金額が 1 億 5 , 0 0 0 万円以上の工事請負契約を締結するには、八代市議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を経る必要がある。

財産の取得について

本市は、下記のとおり財産を取得するものとする。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得する財産 | 中学校教師用教科書、指導書及びデジタル教科書 |
| 2 | 取得予定価格 | 57,183,716円 |
| 3 | 契約の相手方 | 八代市鏡町鏡村32番地
合名会社庄野学生堂
代表社員 庄野 眞一

八代市本町一丁目5番33号
合名会社庄野学生堂 八代店
代表社員 庄野 眞一 |

令和 7 年 2 月 2 1 日提出
八代市長 中 村 博 生

(提案理由)

予定価格2,000万円以上の動産を取得するには、八代市有財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。

都市公園を設置すべき区域の決定について

本市は、都市公園を設置すべき区域を下記のとおり決定するものとする。

記

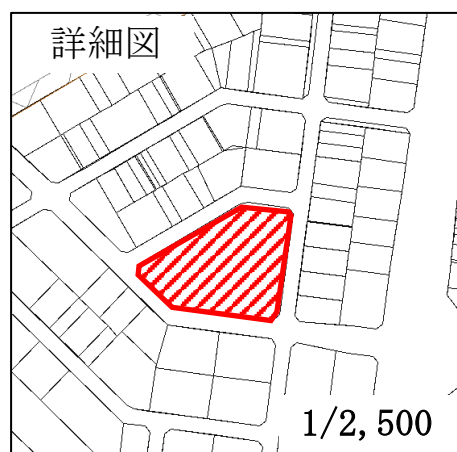
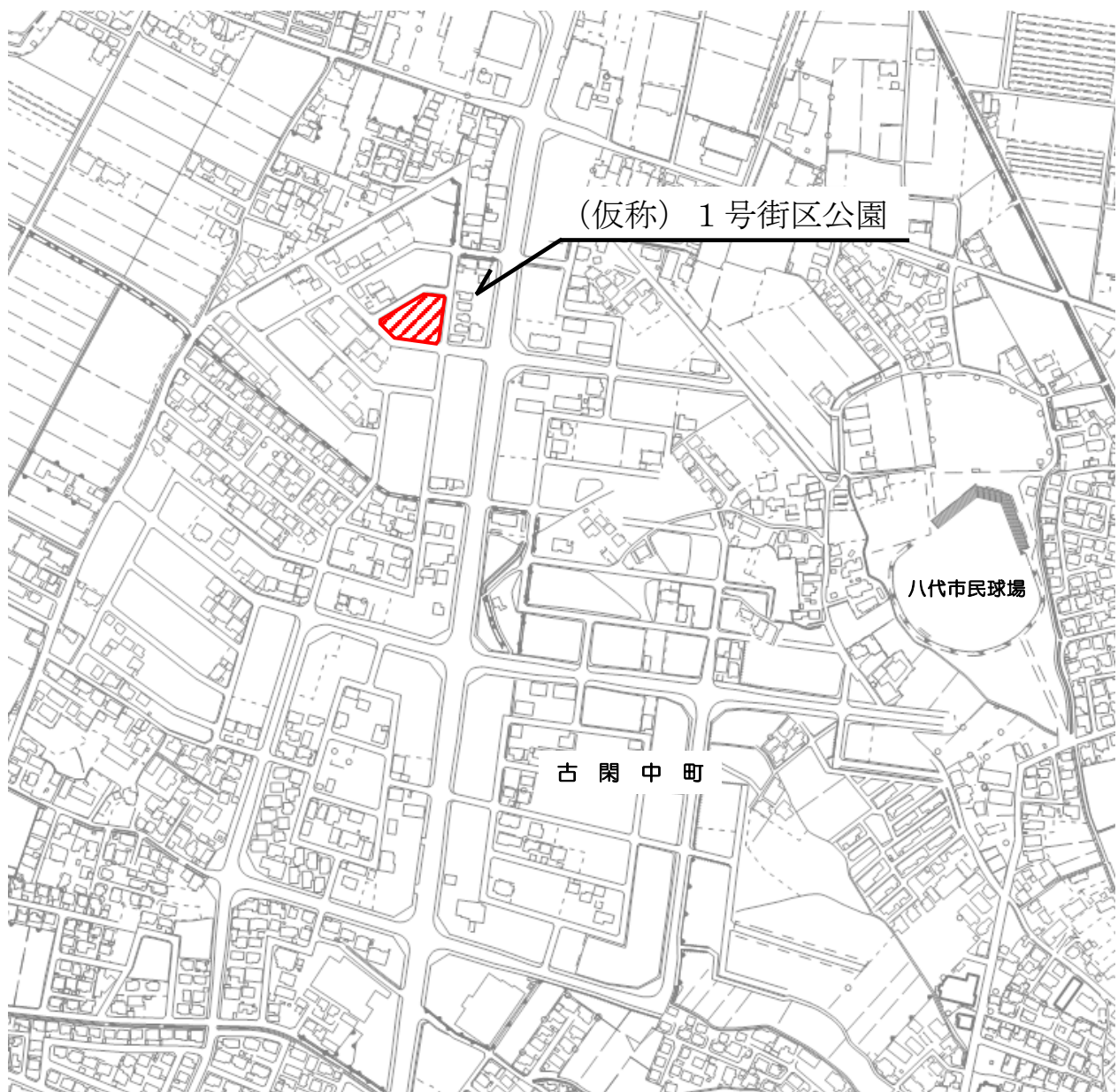
- 1 名 称 (仮称) 1 号街区公園
- 2 都市公園を設置すべき区域 八代市古閑中町 2 4 1 7 番地 1 外
- 3 面 積 約 1 , 9 0 3 平方メートル

令和 7 年 2 月 2 1 日提出
八代市長 中 村 博 生

(提案理由)

都市公園を設置すべき区域を決定するには、都市公園法第 33 条第 5 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

位置図



都市公園を設置すべき区域の決定について

本市は、都市公園を設置すべき区域を下記のとおり決定するものとする。

記

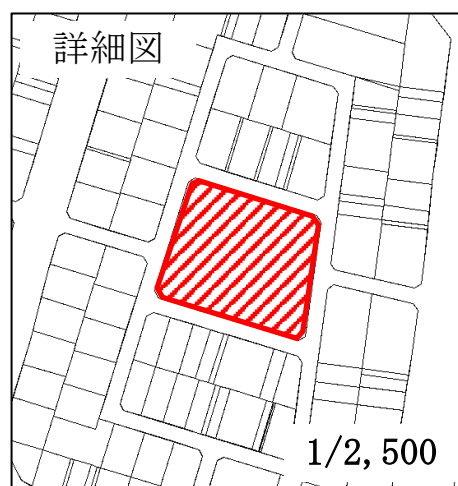
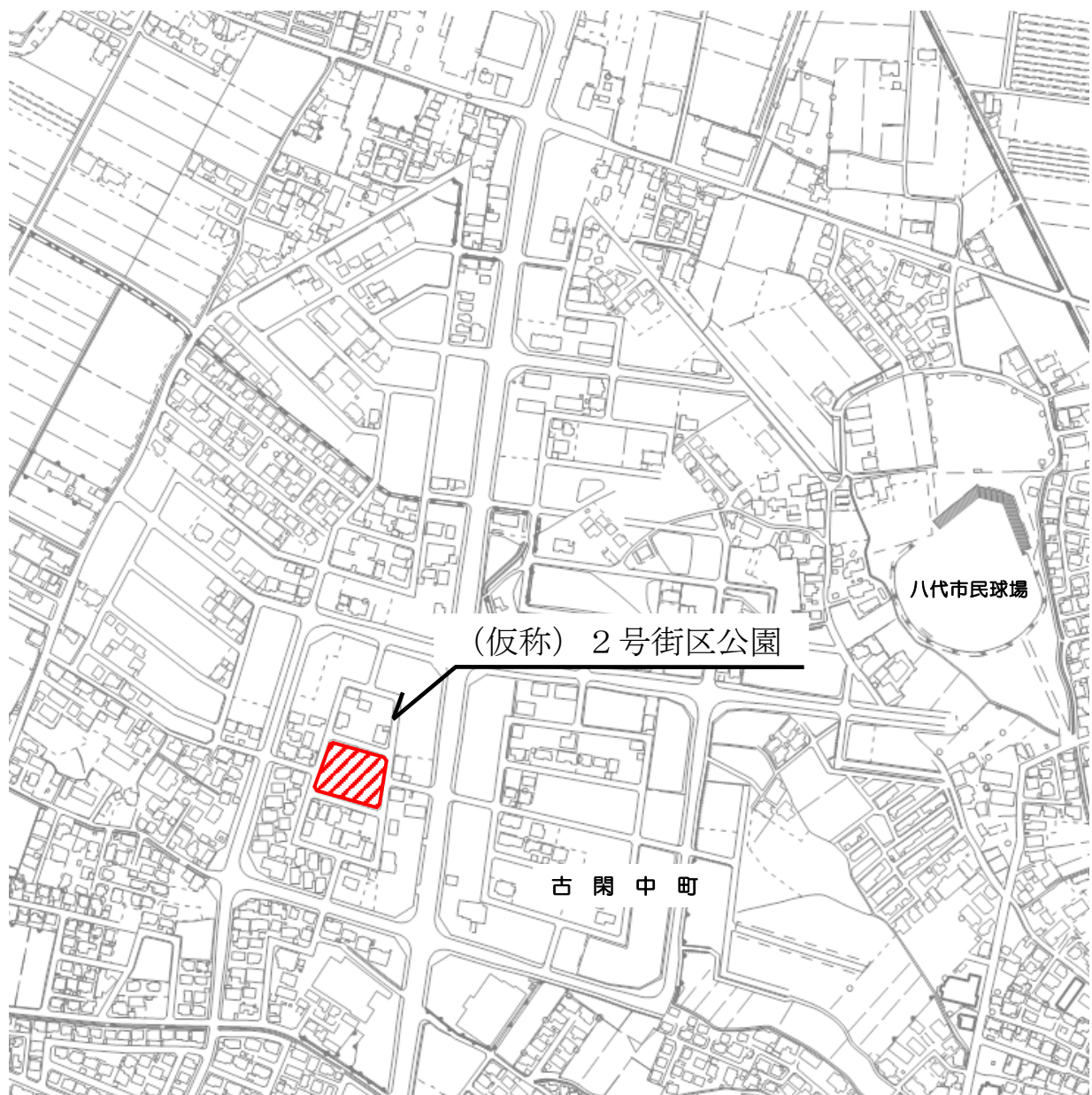
- 1 名 称 (仮称) 2 号街区公園
- 2 都市公園を設置すべき区域 八代市古閑中町 1 2 9 9 番地 9 外
- 3 面 積 約 2, 8 3 4 平方メートル

令和 7 年 2 月 2 1 日提出
八代市長 中 村 博 生

(提案理由)

都市公園を設置すべき区域を決定するには、都市公園法第 33 条第 5 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

位置図



都市公園を設置すべき区域の決定について

本市は、都市公園を設置すべき区域を下記のとおり決定するものとする。

記

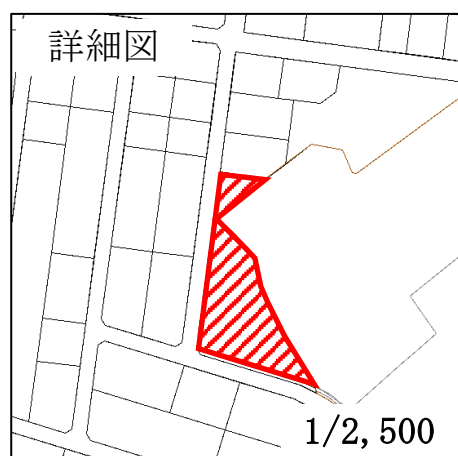
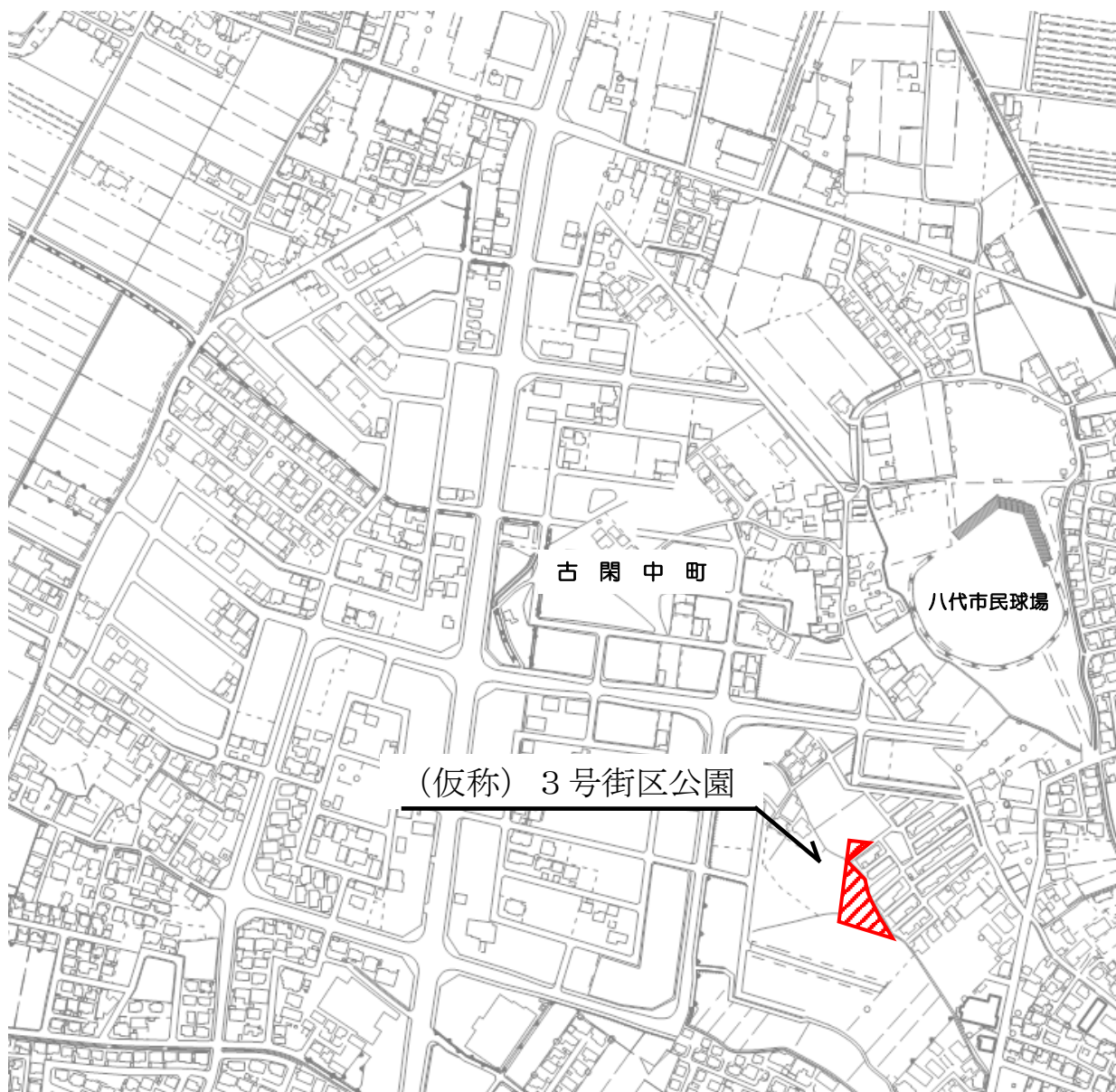
- 1 名 称 (仮称) 3 号街区公園
- 2 都市公園を設置すべき区域 八代市古閑中町 1 2 8 3 番地外
- 3 面 積 約 1 , 5 6 4 平方メートル

令和 7 年 2 月 2 1 日提出
八代市長 中 村 博 生

(提案理由)

都市公園を設置すべき区域を決定するには、都市公園法第 3 3 条第 5 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

位置図



八代市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

八代市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 2 月 21 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員の給料表及び諸手当を改定するに当たり、条例の改正が必要である。

八代市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(八代市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 八代市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年八代市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び医療職給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあっては、3号給）」を「4号給」に改める。

第12条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号」を「前項第1号」に、「10,000円」を「13,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円」に改め、同条第4項中「間（以下「特定期間」という。）」を「間」に、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第1項第2号中「配偶者」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。同条において同じ。）」に改める。

第15条第2項第3号中「100分の15」を「100分の12」に改め、同項第4号中「100分の12」を「100分の8」に改め、同項第5号中「100分の10」を「100分の4」に改め、同項第6号及び第7号を削る。

第17条第1項第1号中「この項、次項、第4項及び第5項」を「この条」に改め、同条第2項中「以下この項及び第5項」を「第5項及び第7項」に改め、同項ただし書を削り、同条第4項中「額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前項に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を「額」に改め、同条第5項中「、特別急行列車」を「、新幹線鉄道等の特別急行列車」に、「（第1号及び次項）」を「（第1号、次項及び第7項）」に、「でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し」を「を利用し」に改め、同項第1号を次のように改める。

（1）特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給

単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第7項において「特別料金等相当額」という。）

第17条第6項中「特別急行列車等でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を「特別急行列車等」に改め、同条中第10項を第11項とし、第7項から第9項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

7 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第3項に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第18条第3項中「なり、これ」を「なったこと」に改める。

第26条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後10時から翌日の」、「までの間」を「までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」を「定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」に改め、同項第1号中「額（同項の勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を「額」に改める。

第27条第2項中「から第14条まで並びに第16条」を「並びに第12条」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300

8	192, 900	240, 500	272, 300	307, 900	333, 400	366, 600	421, 100
9	194, 500	242, 000	273, 300	309, 100	335, 000	368, 000	422, 700
10	196, 200	243, 400	274, 300	310, 700	336, 700	369, 600	424, 200
11	197, 800	244, 800	275, 300	312, 300	338, 400	371, 200	425, 700
12	199, 400	246, 200	276, 400	313, 900	340, 000	372, 700	427, 200
13	201, 000	247, 400	277, 400	315, 400	341, 500	374, 600	428, 700
14	202, 700	248, 600	278, 700	317, 000	343, 100	376, 500	430, 000
15	204, 400	249, 800	280, 000	318, 600	344, 700	378, 400	431, 300
16	206, 100	251, 000	281, 200	320, 200	346, 200	380, 200	432, 500
17	207, 400	252, 100	282, 500	321, 700	347, 600	381, 700	433, 700
18	209, 000	253, 200	283, 800	323, 400	349, 300	383, 500	435, 000
19	210, 600	254, 300	285, 000	325, 000	350, 900	385, 200	436, 300
20	212, 100	255, 400	286, 200	326, 600	352, 500	386, 800	437, 500
21	213, 600	256, 400	287, 300	328, 000	353, 700	388, 500	438, 700
22	215, 200	257, 400	288, 500	329, 700	355, 200	389, 900	439, 500
23	216, 800	258, 400	289, 800	331, 400	356, 700	391, 300	440, 300
24	218, 400	259, 400	291, 100	333, 000	358, 200	392, 700	441, 100
25	220, 000	260, 400	292, 400	334, 200	359, 900	394, 100	441, 700
26	221, 700	261, 300	293, 400	336, 100	361, 700	395, 300	442, 300
27	223, 000	262, 200	294, 400	337, 800	363, 400	396, 500	442, 900
28	224, 300	263, 100	295, 500	339, 400	365, 100	397, 500	443, 500
29	225, 600	263, 900	296, 600	340, 900	366, 500	398, 600	444, 200
30	226, 700	264, 700	297, 800	342, 500	367, 800	399, 800	445, 000
31	227, 800	265, 500	298, 900	344, 100	369, 000	400, 900	445, 400
32	228, 900	266, 300	300, 100	345, 700	370, 400	402, 000	446, 100
33	230, 000	267, 000	301, 300	347, 400	371, 500	402, 700	446, 600
34	231, 100	267, 800	302, 600	349, 200	372, 400	403, 400	447, 000
35	232, 200	268, 600	303, 900	351, 000	373, 400	404, 100	447, 400
36	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800	447, 800
37	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400	448, 200
38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000	448, 600
39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500	449, 000
40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900	449, 300
41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	449, 600
42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000
43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300
44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700	
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000	
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300	
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500	
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800	
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100	

52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
86	256,000	297,100	346,000			
87	256,300	297,400	346,400			
88	256,600	297,700	346,800			
89	256,900	298,000	347,000			
90	257,200	298,300	347,400			
91	257,500	298,600	347,800			
92	257,800	299,000	348,200			
93	258,100	299,200	348,400			
94		299,400	348,800			
95		299,700	349,200			

	96		300,100	349,500				
	97		300,300	349,800				
	98		300,600	350,200				
	99		301,000	350,600				
	100		301,400	351,000				
	101		301,600	351,500				
	102		301,900	351,900				
	103		302,200	352,300				
	104		302,500	352,700				
	105		302,700	353,200				
	106		303,000	353,600				
	107		303,300	353,900				
	108		303,600	354,200				
	109		303,800	354,700				
	110		304,200					
	111		304,600					
	112		304,900					
	113		305,100					
	114		305,300					
	115		305,600					
	116		306,000					
	117		306,200					
	118		306,400					
	119		306,700					
	120		307,000					
	121		307,400					
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 192,000	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600	円 362,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
別表第2（第3条関係）

医療職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用		円	円	円	円
	1	291,400	400,300	455,100	549,800
	2	293,700	403,000	457,100	555,900

短時間勤務職員以外の職員	3	296,000	405,600	459,000	561,200
	4	298,200	408,100	460,900	566,100
	5	300,300	410,500	462,300	570,500
	6	303,800	412,700	464,100	574,800
	7	307,300	414,800	465,900	578,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400
	9	314,100	419,000	469,500	583,900
	10	317,600	420,500	471,300	586,200
	11	321,000	422,000	473,100	
	12	324,400	423,500	474,900	
	13	327,800	424,900	476,700	
	14	331,300	426,400	478,500	
	15	334,700	427,900	480,300	
	16	338,100	429,300	482,100	
	17	341,500	430,700	483,900	
	18	344,600	432,200	485,800	
	19	347,700	433,700	487,700	
	20	350,800	435,100	489,600	
	21	354,000	436,500	491,500	
	22	357,100	438,000	493,200	
	23	360,200	439,500	495,000	
	24	363,200	440,900	496,800	
	25	366,200	442,300	498,400	
	26	368,500	443,700	500,200	
	27	370,800	445,100	502,000	
	28	373,000	446,500	503,600	
	29	374,900	447,900	505,000	
	30	376,600	449,300	506,700	
	31	378,300	450,700	508,500	
	32	380,100	452,100	510,200	
	33	381,900	453,500	511,700	
	34	383,700	454,900	513,000	
	35	385,300	456,300	514,300	
	36	386,700	457,700	515,600	
	37	388,100	459,100	516,600	
	38	389,600	460,800	517,900	
	39	391,100	462,400	519,200	
	40	392,600	464,000	520,500	
	41	394,100	465,600	521,500	
	42	394,800	466,800	522,300	
	43	395,400	468,000	523,100	
	44	396,100	469,100	523,900	
	45	397,000	470,100	524,800	
	46	397,600	471,100	525,600	

	47	398,200	472,000	526,400	
	48	398,800	472,800	527,100	
	49	399,400	473,500	527,900	
	50	399,900	474,200	528,700	
	51	400,400	474,900	529,400	
	52	400,900	475,500	530,300	
	53	401,400	476,200	531,200	
	54	401,800	476,900	532,000	
	55	402,200	477,500	532,900	
	56	402,600	478,100	533,800	
	57	403,000	478,400	534,600	
	58	403,400	479,000	535,500	
	59	403,800	479,700	536,400	
	60	404,200	480,400	537,100	
	61	404,600	480,800	537,900	
	62	405,000	481,400	538,800	
	63	405,400	482,100	539,700	
	64	405,800	482,800	540,600	
	65	406,100	483,200	541,400	
	66		483,800	542,300	
	67		484,400	543,200	
	68		484,900	544,100	
	69		485,400	544,900	
	70		485,900	545,800	
	71		486,400	546,700	
	72		486,900	547,600	
	73		487,300	548,400	
	74		487,800		
	75		488,200		
	76		488,700		
	77		489,200		
	78		489,800		
	79		490,400		
	80		490,800		
	81		491,300		
	82		491,900		
	83		492,500		
	84		493,000		
	85		493,500		
定年前再 任用短時 間勤務職		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 301,700	円 344,400	円 399,500	円 473,300

員					
---	--	--	--	--	--

備考 この表は、診療所に勤務する医師である職員に適用する。

(八代市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第2条 八代市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成17年八代市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第22条中「第4条、第5条」を「第4条」に改める。

(八代市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 八代市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年八代市条例第260号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第23条中「第5条、第6条」を「第5条」に改める。

(八代市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 八代市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年八代市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項を削り、同条第5項中「、第3項」を「及び前項」に、「決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を「決定」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とする。

第8条第1項中「第14条まで、」を「第12条まで、第14条及び」に、「まで及び第31条」を「まで」に改め、同条第2項中「並びに第28条第2項及び第5項」を「、第28条第2項及び第5項並びに第31条第2項第1号」に、「100分の172.5」を「100分の95」に、「とする」を「と、一般職給与条例第31条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする」に改め、同条第3項中「第11条から第14条まで」を「第11条、第12条、第14条」に改める。

(八代市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 八代市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年八代市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級
	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	183,500	230,000	265,300
2	184,600	231,500	266,300
3	185,800	233,000	267,300
4	186,900	234,500	268,300
5	188,000	236,000	269,300
6	189,700	237,500	270,300
7	191,300	239,000	271,300

8	192, 900	240, 500	272, 300
9	194, 500	242, 000	273, 300
10	196, 200	243, 400	274, 300
11	197, 800	244, 800	275, 300
12	199, 400	246, 200	276, 400
13	201, 000	247, 400	277, 400
14	202, 700	248, 600	278, 700
15	204, 400	249, 800	280, 000
16	206, 100	251, 000	281, 200
17	207, 400	252, 100	282, 500
18	209, 000	253, 200	283, 800
19	210, 600	254, 300	285, 000
20	212, 100	255, 400	286, 200
21	213, 600	256, 400	287, 300
22	215, 200	257, 400	288, 500
23	216, 800	258, 400	289, 800
24	218, 400	259, 400	291, 100
25	220, 000	260, 400	292, 400
26	221, 700	261, 300	293, 400
27	223, 000	262, 200	294, 400
28	224, 300	263, 100	295, 500
29	225, 600	263, 900	296, 600
30	226, 700	264, 700	297, 800
31	227, 800	265, 500	298, 900
32	228, 900	266, 300	300, 100
33	230, 000	267, 000	301, 300
34	231, 100	267, 800	302, 600
35	232, 200	268, 600	303, 900
36	233, 300	269, 300	305, 200
37	234, 400	270, 000	306, 500
38	235, 400	270, 800	307, 800
39	236, 400	271, 600	309, 100
40	237, 300	272, 300	310, 400
41	238, 200	273, 000	311, 700
42	239, 100	273, 800	313, 000
43	239, 900	274, 600	314, 300
44	240, 700	275, 300	315, 400
45	241, 400	276, 000	316, 300
46	242, 000	276, 700	317, 600
47	242, 600	277, 400	318, 900
48	243, 200	278, 100	320, 200
49	243, 800	278, 800	321, 400
50	244, 400	279, 500	322, 700
51	245, 000	280, 200	323, 900

52	245,500	280,900	325,100
53	246,000	281,500	326,400
54	246,400	282,200	327,500
55	246,700	282,800	328,600
56	247,000	283,500	329,700
57	247,300	284,100	330,400
58	247,600	284,800	331,300
59	247,900	285,400	332,000
60	248,200	286,100	332,800
61	248,500	286,700	333,600
62	248,800	287,400	334,000
63	249,100	288,000	334,600
64	249,400	288,500	335,300
65	249,700	289,000	336,100
66	250,000	289,600	336,800
67	250,300	290,100	337,500
68	250,600	290,700	338,100
69	250,900	291,200	338,600
70	251,200	291,700	339,200
71	251,500	292,300	339,700
72	251,800	292,900	340,300
73	252,100	293,400	340,600
74	252,400	293,900	341,100
75	252,700	294,300	341,500
76	253,000	294,600	341,900
77	253,300	294,800	342,300
78	253,600	295,100	342,800
79	253,900	295,300	343,300
80	254,200	295,600	343,800
81	254,500	295,800	344,100
82	254,800	296,000	344,500
83	255,100	296,300	344,900
84	255,400	296,500	345,300
85	255,700	296,800	345,600
86	256,000	297,100	346,000
87	256,300	297,400	346,400
88	256,600	297,700	346,800
89	256,900	298,000	347,000
90	257,200	298,300	347,400
91	257,500	298,600	347,800
92	257,800	299,000	348,200
93	258,100	299,200	348,400
94		299,400	348,800
95		299,700	349,200

96		300,100	349,500
97		300,300	349,800
98		300,600	350,200
99		301,000	350,600
100		301,400	351,000
101		301,600	351,500
102		301,900	351,900
103		302,200	352,300
104		302,500	352,700
105		302,700	353,200
106		303,000	353,600
107		303,300	353,900
108		303,600	354,200
109		303,800	354,700
110		304,200	
111		304,600	
112		304,900	
113		305,100	
114		305,300	
115		305,600	
116		306,000	
117		306,200	
118		306,400	
119		306,700	
120		307,000	
121		307,400	
122		307,600	
123		307,900	
124		308,200	
125		308,500	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての会計年度任用職員に適用する。

（職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

第6条 職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年八代市条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第14条第5項中「から第14条まで並びに第16条」を「並びに第12条」に改める。

附則第15条中「第4条、第5条」を「第4条」に改め、附則に次の1条を加える。

（改正後の八代市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例における暫定再任用職員に関する経過措置）

第17条 第10条の規定による改正後の八代市企業職員の給与の種類

及び基準に関する条例第5条及び第16条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

第2条 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において八代市一般職の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表第1に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(以下「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

2 切替日の前日において八代市会計年度任用職員の給与等に関する条例別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた会計年度任用職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表第2に掲げられている職務の級であったものの新号給は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び旧号給に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第3条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第4条 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例(以下「改正後給与条例」という。)第12条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

「(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

2 切替日から令和8年3月31日までの間における第3条の規定による改正後の八代市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは、

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあ

る者を含む。）とする。

（令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置）

第5条 切替日から令和10年3月31日までの間における地域手当の月額額は、改正後給与条例第15条第2項及び第3項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、規則で定める地域手当の級地の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この項前段の地域手当の級地は、規則で定める。

2 前項前段の規則で定める地域手当の級地の区分及び割合は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第72号）附則第7条第1項に規定する人事院規則で定める地域手当の級地の区分及び割合との均衡を失しないよう定めるものとする。

附則別表第1 号給の切替表（附則第2条関係）

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11

28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	

77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

イ 医療職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1

9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6

58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

附則別表第2 号給の切替表（附則第2条関係）
行政職給料表の適用を受ける会計年度任用職員の新号給

旧号給	職務の級
	3級
1	1
2	1
3	1
4	1

5	1
6	2
7	3
8	4
9	5
10	6
11	7
12	8
13	9
14	10
15	11
16	12
17	13
18	14
19	15
20	16
21	17
22	18
23	19
24	20
25	21
26	22
27	23
28	24
29	25
30	26
31	27
32	28
33	29
34	30
35	31
36	32
37	33
38	34
39	35
40	36
41	37
42	38
43	39
44	40
45	41
46	42
47	43
48	44
49	45
50	46
51	47
52	48
53	49

54	50
55	51
56	52
57	53
58	54
59	55
60	56
61	57
62	58
63	59
64	60
65	61
66	62
67	63
68	64
69	65
70	66
71	67
72	68
73	69
74	70
75	71
76	72
77	73
78	74
79	75
80	76
81	77
82	78
83	79
84	80
85	81
86	82
87	83
88	84
89	85
90	86
91	87
92	88
93	89
94	90
95	91
96	92
97	93
98	94
99	95
100	96
101	97
102	98

103	99
104	100
105	101
106	102
107	103
108	104
109	105
110	106
111	107
112	108
113	109

八代市職員退職手当支給条例の一部改正について

八代市職員退職手当支給条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 2 月 21 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

雇用保険法の一部改正により就業促進手当の見直しが行われたことに伴い、国家公務員退職手当法及び同法施行令が一部改正されたことを受けて、本市の職員の退職手当に係る規定について同様の見直しを行うに当たり、条例の改正が必要である。

八代市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

八代市職員退職手当支給条例（平成１７年八代市条例第５８号）の一部を次のように改正する。

第１０条第１１項第４号中「職業」を「安定した職業」に、「もの」を「者」に改め、同条第１４項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第５６条の３第１項第１号に該当する者に係る就業促進手当について同条第４項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第９項中「令和７年３月３１日」を「令和９年３月３１日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第１０条第１１項（第４号に係る部分に限り、同条第１５項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した八代市職員退職手当支給条例第２条に規定する職員をいう。以下同じ。）であってこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって同日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

八代市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

八代市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 2 月 21 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令が一部改正され、消防団員等公務災害補償等共済基金等が市町村に支払う消防団員退職報償金の勤務年数区分に、「35年以上」の区分が追加されたことに伴い、条例の改正が必要である。

八代市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部
を改正する条例

八代市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成１７年八代市条例第２７４号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第２条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	５年以上１ ０年未満	１０年以上 １５年未満	１５年以上 ２０年未満	２０年以上 ２５年未満	２５年以上 ３０年未満	３０年以上 ３５年未満	３５年以上
団長	円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000	円 1,079,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
指導員 及び分 団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
副分団 長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000
部長及 び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

八代市公民館条例等の一部改正について

八代市公民館条例等の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 2 月 21 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

公の施設の休館日等及び開館時間等に係る規定を整備するに当たり、条例の改正が必要である。

八代市公民館条例等の一部を改正する条例

(八代市公民館条例の一部改正)

第1条 八代市公民館条例（平成17年八代市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第15条を第17条とし、第12条から第14条までを2条ずつ繰り下げる。

第11条第1項中「第5条」を「第7条」に改め、同条を第13条とする。

第10条第1号中「第5条」を「第7条」に改め、同条第2号中「利用の」を「施設等の利用の」に、「認めた」を「認める」に改め、同条第3号中「利用できない」を「施設等を利用することができない」に改め、同条を第12条とし、第9条を第11条とし、第8条を第10条とし、第7条を第9条とする。

第6条の見出しを「（利用許可証等）」に改め、同条第1項後段を削り、同条第3項中「、利用」を「、施設等の利用」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「利用前」を「施設等の利用前」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 許可証は、他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

第6条を第8条とし、第5条を第7条とする。

第4条第1項中「公民館」を「施設等」に、「八代市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に改め、同条第2項中「公民館の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）」を「施設等」に改め、同条を第6条とし、第3条の次に次の2条を加える。

(休館日)

第4条 公民館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(3) その他八代市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める日

2 前項第1号の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、同号に掲げる休館日に開館することができる。

(利用時間)

第5条 公民館の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、教育委員会は、施設等の管理上必要があると認めるときは、これを変更することができる。

別表中「第9条関係」を「第11条関係」に改める。

(八代市鏡文化センター条例の一部改正)

第2条 八代市鏡文化センター条例（平成17年八代市条例第84号）の一部を次のように改正する。

第21条を第23条とし、第18条から第20条までを2条ずつ繰り下げる。

第17条中「利用期間中」を「利用期間中における」に、「及び設備の操作、保全その他」を「、設備の操作及び保全その他の」に改め、同条を第19条とし、第16条を第18条とする。

第15条第1項中「第8条」を「第10条」に改め、同条を第17条とし、第14条を第16条とし、第6条から第13条までを2条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の2条を加える。

(休館日)

第6条 文化センターの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、同項に規定する休館日を変更することができる。

(開館時間)

第7条 文化センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、同項に規定する開館時間を変更することができる。

別表中「第9条関係」を「第11条関係」に改める。

(八代市立博物館未来の森ミュージアム条例の一部改正)

第3条 八代市博物館未来の森ミュージアム条例（平成17年八代市条例第86号）の一部を次のように改正する。

第20条を第22条とし、第10条から第19条までを2条ずつ繰り下げる。

第9条第1号中「第7条」を「第9条」に改め、同条を第11条とし、第8条を第10条とし、第7条を第9条とする。

第6条中「八代市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に改め、同条を第8条とし、第5条を第7条とし、第4条の次に次の2条を加える。

(開館時間)

第5条 博物館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、入館時間は、午後4時30分までとする。

2 八代市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、特に必要があると認めるときは、開館時間及び入館時間を変更することができる。

(休館日)

第6条 博物館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が

必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時の休館日若しくは開館日を設けることができる。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときはその翌日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

別表第1中「第5条関係」を「第7条関係」に改める。

別表第2中「第10条関係」を「第12条関係」に改める。

別表第3中「第16条関係」を「第18条関係」に改める。

（八代市赤星公園条例の一部改正）

第4条 八代市赤星公園条例（平成17年八代市条例第88号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 工房

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条第1項中「第5条」を「第6条」に改め、同条を第9条とする。

第7条第1号中「第5条」を「第6条」に改め、同条を第8条とする。

第6条第2項中「使用料の」を「使用料を」に改め、同条を第7条とする。

第5条の見出し中「利用」を「利用の許可」に改め、同条第1項中「第3条の規定により」を「利用の」に改め、同項第1号中「、この」を「この」に改め、同項第2号中「前条」を「第4条第2項」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「施設等の利用を許可しない」を「利用の許可を行わない」に改め、同条を第5条とする。

第3条第1項中「公園の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を利用（入場を含まない。以下同じ。）しよう」を「施設（附属設備を含む。以下「施設等」という。）を利用し、又は屋外の土地の一部を独占して利用しよう」に、「八代市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に改め、同条第2項中「許可」を「許可（以下「利用の許可」という。）」に、「施設等の管理上」を「管理上」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（施設の利用時間及び休業日）

第3条 前条第2項に掲げる施設（以下「施設」という。）の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、八代市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認めるときは、これを短縮し、又は延長することができる。

2 施設の休業日は、毎週火曜日及び12月29日から翌年の1月3日

までの日とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

市内外の区分		市内に住所又は所在地を有する者	市外に住所又は所在地を有する者
施設等の区分			
水	部屋（1部屋1時間当たり）	50円	100円
竹	厨房（1回の利用当たり）	100円	100円
居	浴室（1回の利用当たり）	310円	310円
の	冷暖房（エアコン1台1時間	100円	100円
館	当たり）		
工	工房（1時間当たり）	100円	200円
房	冷暖房（エアコン1台1時間	100円	100円
	当たり）		
屋外	半日当たり	無料	1,040円

備考

- 1 水竹居の館において利用する部屋は、牡丹の間、風鈴の間、望郷の間、藤の間、水仙の間、語らいの間、詠いの間、紅梅の間、展示の間又は団欒の間とし、風鈴の間と藤の間を併せて1部屋とし、望郷の間と水仙の間を併せて1部屋とする。
- 2 1時間未満は、1時間とする。
- 3 この表において「1回の利用」とは、当該利用の許可に係る時間帯における利用をいう。
- 4 半日は、午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時までとする。
- 5 この表の屋外の項は、屋外の土地の一部を独占して利用する場合に適用する。

（八代市ふれあいセンターいずみ条例の一部改正）

第5条 八代市ふれあいセンターいずみ条例（平成17年八代市条例第112号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「設備」を「附属設備（以下「施設等」という。）」に改める。

第16条を第17条とする。

第15条中「漏らしたり」を「漏らし」に改め、同条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条を第13条とする。

第11条第1項中「別表第2」を「別表」に、「施設」を「施設等」に改め、同条を第12条とする。

第10条中「第7条第1項」を「第8条第1項」に、「施設」を「施

設等」に改め、同条を第 11 条とし、第 9 条を第 10 条とする。

第 8 条中「第 6 条」を「第 7 条」に改め、同条を第 9 条とする。

第 7 条第 2 項ただし書中「前項第 5 号」を「同項第 5 号」に改め、同条を第 8 条とする。

第 6 条第 1 項中「別表第 1 の施設」を「施設等」に改め、同条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(開館時間)

第 6 条 センターの開館時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

附則第 2 項の前の見出し及び同項を削る。

附則第 3 項に見出しとして「(経過措置)」を付し、同項中「合併前の条例」を「合併前のふれあいセンターいずみの設置及び管理に関する条例(平成 10 年泉村条例第 24 号)」に改め、同項を附則第 2 項とする。

別表第 1 を削る。

別表第 2 中「第 11 条関係」を「第 12 条関係」に、

「

区分	利用料金			
	9 時～12 時	13 時～17 時	時間外(1 時間当たり)	1 月当たり
食材提供施設				55,000 円
特産品展示施設				55,000 円
会議室	550 円	730 円	180 円	
和室	550 円	730 円	180 円	
きなっせホール	1,100 円	1,460 円	360 円	
体験工房	550 円	730 円	180 円	
娯楽室	1 時間当たり 830 円			
陶芸用窯	1 時間当たり 730 円			

」を

「

区分	午前	午後	時間外
	9 時～12 時	13 時～17 時	1 時間当たり
会議室	550 円	730 円	180 円
和室	550 円	730 円	180 円
きなっせホール	1,100 円	1,460 円	360 円
体験工房	550 円	730 円	180 円
娯楽室	1 時間当たり 830 円		
陶芸用窯	1 時間当たり 730 円		
食材提供施設	1 月当たり 55,000 円		
特産品展示施設	1 月当たり 55,000 円		

」に
改め、同表備考第2項中「18時から21時までの時間に」を「午後6時から午後9時までの時間の区分で」に、「当該時間」を「当該時間の区分」に、「9時から12時まで」を「午前」に改め、同項を同表備考第4項とし、同表備考中第1項を第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

1 時間外とは、午前9時以前、午後0時から午後1時まで及び午後5時以降をいう。

2 午後0時から午後1時までの利用については、その前後の時間帯における利用に支障がないと認められる場合に限り、時間外として利用の許可をするものとする。この場合において、午前から午後まで連続して利用するときにあつては、午後0時から午後1時までの利用について利用料金を徴収しないものとする。

別表第2を別表とする。

(八代市東陽石匠館条例の一部改正)

第6条 八代市東陽石匠館条例（平成17年八代市条例第117号）の一部を次のように改正する。

第20条を第22条とし、第14条から第19条までを2条ずつ繰り下げる。

第13条中「特に」を「市長が公益上又は行政上必要があると認めるときその他特に」に改め、同条を第15条とし、第12条を第14条とし、第11条を第13条とする。

第10条中「できる。また、市長は、公益上及び行政上必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる」を「できる」に改め、同条を第12条とする。

第9条第1号中「第8条に規定する」を「第9条の規定による」に改め、同条を第11条とし、第8条を第10条とし、第5条から第7条までを2条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の2条を加える。

(開館時間)

第5条 石匠館の開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。
ただし、入館時間は、午後4時までとする。

(休館日)

第6条 石匠館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時の休館日若しくは開館日を設けることができる。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたるときはその翌日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

別表第 1 中「第 5 条関係」を「第 7 条関係」に改める。

別表第 2 中「第 1 0 条関係」を「第 1 2 条関係」に改める。

別表第 3 中「第 1 6 条関係」を「第 1 8 条関係」に改める。

(八代市泉農村研修センター条例の一部改正)

第 7 条 八代市泉農村研修センター条例（平成 1 7 年八代市条例第 1 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条を第 1 2 条とし、第 1 0 条を第 1 1 条とし、第 9 条を第 1 0 条とする。

第 8 条中「第 3 条」を「第 4 条の規定」に改め、同条を第 9 条とする。

第 7 条第 2 項中「前項の」を「前項に規定する」に改め、同条を第 8 条とする。

第 6 条第 1 号中「条例」を「条件」に改め、同条第 4 号中「第 4 条第 2 号」を「第 5 条第 2 号」に改め、同条を第 7 条とし、第 5 条を第 6 条とする。

第 4 条中「各号」を「各号のいずれか」に改め、同条第 2 号中「損傷」を「損傷し、」に改め、同条を第 5 条とし、第 3 条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(利用時間)

第 3 条 農村センターの利用時間は、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までとする。

2 市長は、必要と認めるときは、前項の利用時間を変更することができる。

別表中「第 8 条関係」を「第 9 条関係」に改める。

(八代市農林産物流通加工施設条例の一部改正)

第 8 条 八代市農林産物流通加工施設条例（平成 1 7 年八代市条例第 1 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号中「及び設備」を「の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）」に改める。

第 1 6 条を第 1 7 条とする。

第 1 5 条中「漏らしたり」を「漏らし」に改め、同条を第 1 6 条とし、第 1 4 条を第 1 5 条とし、第 1 3 条を第 1 4 条とし、第 1 2 条を第 1 3 条とする。

第 1 1 条第 1 項中「別表第 2」を「別表」に、「施設」を「施設等」に改め、同条を第 1 2 条とする。

第 1 0 条中「第 7 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項」に、「施設」を「施設等」に改め、同条を第 1 1 条とし、第 9 条を第 1 0 条とする。

第 8 条中「第 6 条」を「第 7 条」に改め、同条を第 9 条とする。

第 7 条第 2 項ただし書中「前項第 5 号」を「同項第 5 号」に改め、同条を第 8 条とする。

第 6 条第 1 項中「別表第 1 の施設」を「施設等」に改め、同条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（開館時間）

第 6 条 加工施設の開館時間は、午前 8 時から午後 5 時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

附則第 2 項の前の見出し及び同項を削る。

附則第 3 項に見出しとして「（経過措置）」を付し、同項中「合併前の条例」を「合併前の泉村農林産物流通加工施設の設置及び管理に関する条例（平成 10 年泉村条例第 26 号）」に改め、同項を附則第 2 項とする。

別表第 1 を削る。

別表第 2 中「第 11 条関係」を「第 12 条関係」に改め、同表を別表とする。

（八代市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第 9 条 八代市立保育園の設置及び管理に関する条例（平成 17 年八代市条例第 167 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（開園時間及び休園日）

第 5 条 保育園の開園時間は、平日は 7 時 30 分から 18 時 30 分まで、土曜日は 7 時 30 分から 12 時 30 分までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

2 保育園の休園日は、次のとおりとする。

（1）日曜日

（2）国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

（3）その他市長が必要と認める臨時休日

（八代市保健センター条例の一部改正）

第 10 条 八代市保健センター条例（平成 17 年八代市条例第 187 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条を第 13 条とし、第 10 条を第 12 条とし、第 9 条を第 11 条とする。

第 8 条第 2 号中「第 5 条各号」を「第 7 条各号」に改め、同条を第 10 条とし、第 7 条を第 9 条とし、第 4 条から第 6 条までを 2 条ずつ繰り下げ、第 3 条の次に次に 2 条を加える。

（開館時間）

第 4 条 保健センターの開館時間は、月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

（休館日）

第5条 保健センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときはこれを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）

別表第2中「第4条、第6条関係」を「第6条、第8条関係」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 2 月 21 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

本市で利用する住登外者宛名番号管理機能に関して個人番号を利用するに当たり、条例の改正が必要である。

八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年八代市条例第３４号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「第２条第８項」を「第２条第９項」に改め、同条第３号中「第２条第１２項」を「第２条第１３項」に改め、同条第４号中「第２条第１４項」を「第２条第１５項」に改める。

別表第１に次のように加える。

9	市長	住登外者宛名番号管理機能による本市の住民基本台帳に登録されていない者（以下「住登外者」という。）の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
---	----	--

別表第２中

「

1	市長	子ども医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
---	----	----------------------------	---

」を

「

1	市長	子ども医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
			住登外者宛名番号管理機能により管理する住登外者の情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって規則で定めるもの

」に、

「

2	市長	ひとり親家庭等医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
---	----	--------------------------------	---

」を

「

2	市長	ひとり親家庭等医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
			住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」に、

「

3	市長	重度心身障がい者医療費助成に関する事務	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
---	----	---------------------	---

	務であって規則で定めるもの	則で定めるもの
--	---------------	---------

」を

「

3	市長	重度心身障がい者医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
			住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」に、

「

4	市長	療育手帳に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法による身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報であって規則で定めるもの
---	----	------------------------	--

」を

「

4	市長	療育手帳に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法による身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報であって規則で定めるもの
			住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」に、

「

5	市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
---	----	---	--

」を

「

5	市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
			住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」に、

「

6	市長	地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
---	----	-------------------------------	---

」を

「

6	市長	地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
			住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」に、

「

7	市長	社会福祉法人による利用者負担の軽減に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
---	----	--	------------------------------

」を

「

7	市長	社会福祉法人による利用者負担の軽減に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
			住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」に

改める。

別表第3中

「

3	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事	市長	住民票関係情報であって規則で定めるもの
---	-------	--------------------------------	----	---------------------

	務であって規則で定めるもの		
--	---------------	--	--

」を

「

3 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住民票関係情報であって規則で定めるもの
			住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」に、

「

4 教育委員会	就学援助に関する事務（3の項に掲げる事務を除く。）であって規則で定めるもの	市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
---------	---------------------------------------	----	---

」を

「

4 教育委員会	就学援助に関する事務（3の項に掲げる事務を除く。）であって規則で定めるもの	市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
			住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」に、

「

5 教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住民票関係情報であって規則で定めるもの
---------	--	----	---------------------

」を

「

5 教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住民票関係情報であって規則で定めるもの
			住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の改正規定は、令和７年４月１日から施行する。

八代市地域振興基金条例の制定について

八代市地域振興基金条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

市民の連帯の強化及び地域振興等に要する費用に充てるため、基金を設置するに当たり、条例の制定が必要である。

八代市地域振興基金条例

(設置)

第1条 市民の連帯の強化及び地域振興等に要する費用に充てるため、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第11条の2の規定による地方債（以下「合併特例債」という。）を財源として、八代市地域振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、第1条に規定する基金の設置の目的の達成に要する経費の財源に充てるほか、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

2 前項の場合において、合併特例債を起こして積み立てた額の処分については、当該処分を実施する年度の前年度までに合併特例債の償還を終えた額の範囲内において処分するものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

八代市手数料条例の一部改正について

八代市手数料条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律において、建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律が一部改正されたことに伴い、建築確認申請等に係る手数料の見直しによる改定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料の整備を行うに当たり、条例の改正が必要である。

八代市手数料条例の一部を改正する条例

八代市手数料条例（平成１７年八代市条例第２５７号）の一部を次のように改正する。

第２条第４４号中「中間検査申請手数料」を「中間検査申請又は特定工程終了通知手数料」に改め、同条第１２７号中「建築物エネルギー消費性能向上計画に関する認定申請若しくは変更認定申請又は建築物エネルギー消費性能基準に関する適合認定申請手数料」を「建築物エネルギー消費性能適合性判定申請若しくは判定通知又は計画変更判定申請若しくは計画変更判定通知手数料」に改め、同条第１２８号中「建築物エネルギー消費性能適合性判定申請若しくは判定通知又は計画変更判定申請若しくは計画変更判定通知手数料」を「建築物エネルギー消費性能向上計画に関する認定申請又は変更認定申請手数料」に改める。

別表第３中

「

３０平方メートル以内	７，０００円
------------	--------

」を

「

３０平方メートル以内	１２，０００円
------------	---------

」に

改め、同表手数料の額の欄中「１３，０００円」を「２２，０００円」に、「２０，０００円」を「３４，０００円」に、「２８，０００円」を「４８，０００円」に、「４８，０００円」を「７２，０００円」に、「７１，０００円」を「１０７，０００円」に、「２０７，０００円」を「３１１，０００円」に、「３１１，０００円」を「４６７，０００円」に、「５３１，０００円」を「７９７，０００円」に改める。

別表第４中「中間検査申請手数料」を「中間検査申請又は特定工程終了通知手数料」に改め、同表手数料の額の欄中「１３，０００円」を「２２，０００円」に、「１６，０００円」を「２７，０００円」に改め、同表中「

１００平方メートルを超え２００平方メートル以内	２２，０００円
-------------------------	---------

」を

「

１００平方メートルを超え２００平方メートル以内	３７，０００円
-------------------------	---------

」に

改め、同表手数料の額の欄中「２８，０００円」を「４８，０００円」に、「４９，０００円」を「７４，０００円」に、「６６，０００円」を「９９，０００円」に、「１４７，０００円」を「２２１，０００円」に、

「２２２，０００円」を「３３３，０００円」に、「４０７，０００円」を「６１１，０００円」に改める。

別表第５手数料の額の欄中「１４，０００円」を「２４，０００円」に、「１７，０００円」を「２９，０００円」に、「２３，０００円」を「３９，０００円」に、「３２，０００円」を「５４，０００円」に、「５３，０００円」を「８０，０００円」に、「７４，０００円」を「１１１，０００円」に、「１７８，０００円」を「２６７，０００円」に、「２６０，０００円」を「３９０，０００円」に、「４５５，０００円」を「６８３，０００円」に改め、同表備考第２項中「完了検査申請」を「完了検査申請又は完了通知」に、「掲げる床面積の合計の」を「掲げる」に、「応じ、同表の右欄に掲げる」を「応じた」に改め、同項の表中「床面積の合計」を「建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る面積」に改め、同表手数料の額の欄中「６，０００円」を「９，０００円」に改め、同表中

「

３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	１０，０００円
-----------------------------	---------

」を

「

３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの	１１，０００円
１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	１５，０００円

」に

改め、同表手数料の額の欄中「２３，０００円」を「３４，０００円」に、「３０，０００円」を「４５，０００円」に、「３４，０００円」を「５１，０００円」に、「３７，０００円」を「５５，０００円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表において「建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る面積」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成２８年政令第８号）第３条第１項に規定する床面積から市長が指定する建築物の部分の床面積を除いたものをいう。

別表第６手数料の額の欄中「１３，０００円」を「２２，０００円」に、「１６，０００円」を「２７，０００円」に、「２２，０００円」を「３７，０００円」に、「３０，０００円」を「５１，０００円」に改め、同表中

「

５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内	５２，０００円
---------------------------	---------

」を

「

500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	78,000円
---------------------------	---------

」に

改め、同表手数料の額の欄中「69,000円」を「104,000円」に、「161,000円」を「242,000円」に、「252,000円」を「378,000円」に、「445,000円」を「668,000円」に改め、同表備考第2項中「完了検査申請」を「完了検査申請又は完了通知」に、「掲げる床面積の合計の」を「掲げる」に、「応じ、同表の右欄に掲げる」を「応じた」に改め、同項の表中「床面積の合計」を「建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る面積」に改め、同表手数料の額の欄中「6,000円」を「9,000円」に改め、同表中

「

300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	10,000円
-----------------------------	---------

」を

「

300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	11,000円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	15,000円

」に

改め、同表手数料の額の欄中「23,000円」を「34,000円」に、「30,000円」を「45,000円」に、「34,000円」を「51,000円」に、「37,000円」を「55,000円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表において「建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る面積」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第3条第1項に規定する床面積から市長が指定する建築物の部分の床面積を除いたものをいう。

別表第16備考以外の部分を次のように改める。

別表第16（第2条関係）

低炭素建築物新築等計画に関する認定申請又は変更認定申請手数料

区分			手数料の額	
			認定申請	変更認定申請
住宅 適合証、設計住宅性能評価書又はこれらに相当するものとして市長が定めるもの	一戸建ての住宅		1戸につき 5,000円	1戸につき 2,500円
		面積が300平方メートル未満のもの	10,000円	5,000円
	共同住宅等	面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,000円	11,000円

のが添付された場合		面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	48,000円	24,000円
		面積が5,000平方メートル以上のもの	86,000円	43,000円
適合証、設計住宅性能評価書及びこれらに相当するものとして市長が定めるもののいずれも添付されない場合 (誘導性能基準により評価されているもの)	一戸建	1戸当たりの面積が200平方メートル未満のもの	1戸につき31,000円	1戸につき15,500円
	一戸建	1戸当たりの面積が200平方メートル以上のもの	1戸につき34,000円	1戸につき17,000円
	共同住宅	面積が300平方メートル未満のもの	61,000円	30,500円
	共同住宅等	面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	102,000円	51,000円
	共同住宅等	面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	173,000円	86,500円
	共同住宅等	面積が5,000平方メートル以上のもの	248,000円	124,000円
適合証、設計住宅性能評価書及びこれらに相当するものとして市長が定めるもののいずれも添付されない場合 (誘導仕様基準により評価されているもの)	一戸建	1戸当たりの面積が200平方メートル未満のもの	1戸につき16,000円	1戸につき8,000円
	一戸建	1戸当たりの面積が200平方メートル以上のもの	1戸につき17,000円	1戸につき8,500円
	共同住宅	面積が300平方メートル未満のもの	29,000円	14,500円
	共同住宅等	面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	51,000円	25,500円
	共同住宅等	面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	91,000円	45,500円
	共同住宅等	面積が5,000平方メートル以上のもの	138,000円	69,000円
適合証、設計住宅性能評価書及びこれらに相当するものとして市長が定めるもの	一戸建	1戸当たりの面積が200平方メートル未満のもの	1戸につき23,000円	1戸につき11,500円
	一戸建	1戸当たりの面積が200平方メートル以上のもの	1戸につき25,000円	1戸につき12,500円

	が定めるもののいずれも添付されない場合 (誘導性能基準及び誘導仕様基準の併用により評価されているもの)	宅			
		共同	面積が300平方メートル未満のもの	45,000円	22,500円
		住宅等	面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	76,000円	38,000円
			面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	132,000円	66,000円
			面積が5,000平方メートル以上のもの	193,000円	96,500円
非住宅部分	適合証又はこれに相当するものとして市長が定めるものが添付された場合		面積が300平方メートル未満のもの	10,000円	5,000円
			面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	18,000円	9,000円
			面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	29,000円	14,500円
			面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	86,000円	43,000円
			面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	136,000円	68,000円
			面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	172,000円	86,000円
			面積が25,000平方メートル以上のもの	214,000円	107,000円
	適合証及びこれに相当するものとして市長が定めるもののいずれも添付されない場合	モデル建物法により評価されている	面積が300平方メートル未満のもの	77,000円	38,500円
			面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	98,000円	49,000円
			面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	129,000円	64,500円
			面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	209,000円	104,500円
			面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	272,000円	136,000円
			面積が10,000平方	327,000	163,500

		るも の	メートル以上 25, 00 0 平方メートル未満のもの	0 円	0 円
			面積が 25, 000 平方 メートル以上のもの	384, 00 0 円	192, 00 0 円
		標準	面積が 300 平方メート ル未満のもの	201, 00 0 円	100, 50 0 円
		入力 法等	面積が 300 平方メート ル以上 1, 000 平方メ ートル未満のもの	252, 00 0 円	126, 00 0 円
		等 に よ り	面積が 1, 000 平方メ ートル以上 2, 000 平 方メートル未満のもの	325, 00 0 円	162, 50 0 円
		評価	面積が 2, 000 平方メ ートル以上 5, 000 平 方メートル未満のもの	463, 00 0 円	231, 50 0 円
		され て い る も の	面積が 5, 000 平方メ ートル以上 10, 000 平方メートル未満のもの	571, 00 0 円	285, 50 0 円
			面積が 10, 000 平方 メートル以上 25, 00 0 平方メートル未満のもの	674, 00 0 円	337, 00 0 円
			面積が 25, 000 平方 メートル以上のもの	769, 00 0 円	384, 50 0 円

別表第 16 備考中第 5 項を削り、第 4 項を第 5 項とし、同表備考第 3 項中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省令・国土交通省令第 1 号）」を「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」に改め、同項を同表備考第 4 項とし、同表備考第 2 項を同表備考第 3 項とし、同表備考第 1 項中「第 15 条第 1 項」を「第 14 条第 1 項」に、「規定する基準」を「掲げる基準」に改め、同項を同表備考第 2 項とし、同表備考に第 1 項として次の 1 項を加える。

- 1 この表において「住宅部分」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省令・国土交通省令第 1 号）第 1 条第 2 項に規定する住宅部分をいい、「非住宅部分」とは、同条第 1 項第 1 号に規定する非住宅部分をいう。

別表第 16 備考第 6 項及び第 7 項を次のように改める。

- 6 この表において「モデル建物法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 1 号ロ並びに第 10 条第 1 号イ（2）及びロ（2）に規定する基準により評価する方法をいう。
- 7 この表において「標準入力法等」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 1 号イ並びに第 10 条第 1 号

イ(1)及びロ(1)に規定する基準により評価する方法又は同項第1号ただし書及び同条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法をいう。

別表第16備考第8項中「手数料の額は、認定申請又は変更認定申請に係る建築物の次の各号に掲げる部分の区分に応じ、当該各号に定める方法により算定した額を加算した額」を「建築物に住宅部分及び非住宅部分のいずれもが含まれる場合は、それぞれの区分に応じた額の合計額」に改め、同項各号を削る。

別表第17及び別表第18を次のように改める。

別表第17(第2条関係)

建築物エネルギー消費性能適合性判定申請若しくは判定通知又は計画変更判定申請若しくは計画変更判定通知手数料

区分		建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る面積	手数料の額	
			判定申請又は判定通知	計画変更判定申請又は計画変更判定通知
住宅部分	性能向上計画認定通知書が添付された場合	一戸建ての住宅	1戸につき 5,000円	1戸につき 2,500円
		共同 住宅等	面積が300平方メートル未満のもの	10,000円
			面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	20,000円
			面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	44,000円
			面積が5,000平方メートル以上のもの	79,000円
				39,500円
性能向上計画認定通知書が添付	性能基準により評価する方法	一戸建ての住宅	面積が200平方メートル未満のもの	1戸につき31,000円
			面積が200平方メートル以上のもの	1戸につき34,000円
		共同 住宅等	面積が300平方メートル未満のもの	62,000円
			面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	103,000円
			面積が2,000平方メートル以上のもの	175,000円
				87,500円

されない場合	性能基準及び仕様基準の併用により評価する方法	一戸建ての住宅 共同住宅等	0平方メートル未満のもの		
			面積が5,000平方メートル以上のもの	251,000円	125,500円
			面積が200平方メートル未満のもの	1戸につき23,000円	1戸につき11,500円
			面積が200平方メートル以上のもの	1戸につき26,000円	1戸につき13,000円
			面積が300平方メートル未満のもの	46,000円	23,000円
			面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	77,000円	38,500円
			面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	133,000円	66,500円
			面積が5,000平方メートル以上のもの	195,000円	97,500円
			面積が300平方メートル未満のもの	10,000円	5,000円
			面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,000円	8,000円
			面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,000円	13,500円
			面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	79,000円	39,500円
非住宅部分	性能向上計画認定通知書が添付された場合		面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	124,000円	62,000円
			面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	157,000円	78,500円
			面積が25,000平方メートル以上のもの	196,000円	98,000円

性能向上 計画認定 通知書が 添付され ない場合	モデル 建物法 により 評価さ れてい るもの	面積が 3 0 0 平方メー トル未満のもの	7 8 , 0 0 0 円	3 9 , 0 0 0 円
		面積が 3 0 0 平方メー トル以上 1 , 0 0 0 平 方メートル未満のもの	9 9 , 0 0 0 円	4 9 , 5 0 0 円
		面積が 1 , 0 0 0 平方 メートル以上 2 , 0 0 0 平方メートル未満の もの	1 3 1 , 0 0 0 円	6 5 , 5 0 0 円
		面積が 2 , 0 0 0 平方 メートル以上 5 , 0 0 0 平方メートル未満の もの	2 1 1 , 0 0 0 円	1 0 5 , 5 0 0 円
		面積が 5 , 0 0 0 平方 メートル以上 1 0 , 0 0 0 平方メートル未満 のもの	2 7 5 , 0 0 0 円	1 3 7 , 5 0 0 円
		面積が 1 0 , 0 0 0 平 方メートル以上 2 5 , 0 0 0 平方メートル未 満のもの	3 3 1 , 0 0 0 円	1 6 5 , 5 0 0 円
		面積が 2 5 , 0 0 0 平 方メートル以上のもの	3 8 8 , 0 0 0 円	1 9 4 , 0 0 0 円
		面積が 3 0 0 平方メー トル未満のもの	2 0 3 , 0 0 0 円	1 0 1 , 5 0 0 円
	標準 入力法 等によ り評価 されて いるもの	面積が 3 0 0 平方メー トル以上 1 , 0 0 0 平 方メートル未満のもの	2 5 5 , 0 0 0 円	1 2 7 , 5 0 0 円
		面積が 1 , 0 0 0 平方 メートル以上 2 , 0 0 0 平方メートル未満の もの	3 2 8 , 0 0 0 円	1 6 4 , 0 0 0 円
		面積が 2 , 0 0 0 平方 メートル以上 5 , 0 0 0 平方メートル未満の もの	4 6 9 , 0 0 0 円	2 3 4 , 5 0 0 円
		面積が 5 , 0 0 0 平方 メートル以上 1 0 , 0 0 0 平方メートル未満 のもの	5 7 7 , 0 0 0 円	2 8 8 , 5 0 0 円
		面積が 1 0 , 0 0 0 平 方メートル以上 2 5 , 0 0 0 平方メートル未 満のもの	6 8 2 , 0 0 0 円	3 4 1 , 0 0 0 円
		面積が 2 5 , 0 0 0 平	7 7 8 , 0 0	3 8 9 , 0 0

		方メートル以上のもの	0 円	0 円
--	--	------------	-----	-----

備考

- 1 この表において「住宅部分」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第2項に規定する住宅部分をいい、「非住宅部分」とは、同条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。
- 2 この表において「性能向上計画認定通知書」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の同法第30条第1項又は第31条第1項の規定による認定の通知書の写しをいう。
- 3 この表において「性能基準」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第2号イ（1）及びロ（1）に規定する基準をいう。
- 4 この表において「仕様基準」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ（2）及びロ（2）に規定する基準をいう。
- 5 この表において「モデル建物法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ並びに第10条第1号イ（2）及びロ（2）に規定する基準により評価する方法をいう。
- 6 この表において「標準入力法等」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イ並びに第10条第1号イ（1）及びロ（1）に規定する基準により評価する方法又は同項第1号ただし書及び同条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法をいう。
- 7 この表において「建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る面積」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第3条第1項に規定する床面積から市長が指定する建築物の部分の床面積を除いたものをいう。
- 8 判定申請若しくは判定通知又は計画変更判定申請若しくは計画変更判定通知に係る建築物に住宅部分及び非住宅部分のいずれもが含まれる場合は、それぞれの区分に応じた額の合計額とする。

別表第18（第2条関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画に関する認定申請又は変更認定申請手数料

区分			手数料の額	
			認定申請	変更認定申請
住宅部分	適合証、設計住宅性能評価書又はこれらに相	一戸建ての住宅	1戸につき 5,000円	1戸につき 2,500円
		共同	10,000円	5,000円
	住	面積が300平方メートル未満のもの		
		面積が300平方メートル	20,000	10,000

当するものとして 市長が定めるものが添付された場合	宅等	ル以上 2, 000 平方メートル未満のもの	円	円
		面積が 2, 000 平方メートル以上 5, 000 平方メートル未満のもの	44, 000 円	22, 000 円
		面積が 5, 000 平方メートル以上のもの	79, 000 円	39, 500 円
適合証、設計住宅性能評価書及びこれらに相当するものとして 市長が定めるもの のいずれも添付されない場合（誘導性能基準により評価されているもの）	一戸建ての住宅	1 戸当たりの面積が 200 平方メートル未満のもの	1 戸につき 31, 000 円	1 戸につき 15, 500 円
		1 戸当たりの面積が 200 平方メートル以上のもの	1 戸につき 34, 000 円	1 戸につき 17, 000 円
	共同住宅等	面積が 300 平方メートル未満のもの	62, 000 円	31, 000 円
		面積が 300 平方メートル以上 2, 000 平方メートル未満のもの	103, 000 円	51, 500 円
		面積が 2, 000 平方メートル以上 5, 000 平方メートル未満のもの	175, 000 円	87, 500 円
		面積が 5, 000 平方メートル以上のもの	251, 000 円	125, 500 円
	一戸建ての住宅	1 戸当たりの面積が 200 平方メートル未満のもの	1 戸につき 16, 000 円	1 戸につき 8, 000 円
		1 戸当たりの面積が 200 平方メートル以上のもの	1 戸につき 17, 000 円	1 戸につき 8, 500 円
適合証、設計住宅性能評価書及びこれらに相当するものとして 市長が定めるもの のいずれも添付されない場合（誘導仕様基準により評価されているもの）	共同住宅等	面積が 300 平方メートル未満のもの	30, 000 円	15, 000 円
		面積が 300 平方メートル以上 2, 000 平方メートル未満のもの	51, 000 円	25, 500 円
		面積が 2, 000 平方メートル以上 5, 000 平方メートル未満のもの	92, 000 円	46, 000 円
		面積が 5, 000 平方メートル以上のもの	139, 000 円	69, 500 円
	一戸建て	1 戸当たりの面積が 200 平方メートル未満のもの	1 戸につき 23, 000 円	1 戸につき 11, 500 円

性能評価書及びこれらに相当するものとして市長が定めるもののいずれも添付されない場合（誘導性能基準及び誘導仕様基準の併用により評価されているもの）	建	の		
	て	1戸当たりの面積が200平方メートル以上のもの	1戸につき26,000円	1戸につき13,000円
	の			
	住宅			
	共同住宅等	面積が300平方メートル未満のもの	46,000円	23,000円
非住宅部分	適合証又はこれに相当するものとして市長が定めるものが添付された場合	面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	77,000円	38,500円
		面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	133,000円	66,500円
		面積が5,000平方メートル以上のもの	195,000円	97,500円
		面積が300平方メートル未満のもの	10,000円	5,000円
		面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,000円	8,000円
		面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,000円	13,500円
		面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	79,000円	39,500円
		面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	124,000円	62,000円
適合証及びこれに相当するものとして市長が定めるもののいずれも添付されない場合	モデル建物法に	面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	157,000円	78,500円
		面積が25,000平方メートル以上のもの	196,000円	98,000円
		面積が300平方メートル未満のもの	78,000円	39,000円
		面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	99,000円	49,500円
		面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	131,000円	66,500円

れも添付 されない 場合	より 評価 されて いる もの	方メートル未満のもの		
		面積が 2, 000 平方メ ートル以上 5, 000 平	2 1 1, 0 0	1 0 5, 5 0
		方メートル未満のもの	0 円	0 円
		面積が 5, 000 平方メ ートル以上 10, 000	2 7 5, 0 0	1 3 7, 5 0
		平方メートル未満のもの	0 円	0 円
		面積が 10, 000 平方 メートル以上 25, 00	3 3 1, 0 0	1 6 5, 5 0
	標準 入力 法等 により 評価 されて いる もの	0 平方メートル未満のもの	0 円	0 円
		面積が 25, 000 平方 メートル以上のもの	3 8 8, 0 0	1 9 4, 0 0
		面積が 300 平方メート ル未満のもの	2 0 3, 0 0	1 0 1, 5 0
		面積が 300 平方メート ル以上 1, 000 平方メ	2 5 5, 0 0	1 2 7, 5 0
		ートル未満のもの	0 円	0 円
		面積が 1, 000 平方メ ートル以上 2, 000 平	3 2 8, 0 0	1 6 4, 0 0
		方メートル未満のもの	0 円	0 円
		面積が 2, 000 平方メ ートル以上 5, 000 平	4 6 9, 0 0	2 3 4, 5 0
		方メートル未満のもの	0 円	0 円
		面積が 5, 000 平方メ ートル以上 10, 000	5 7 7, 0 0	2 8 8, 5 0
		平方メートル未満のもの	0 円	0 円
		面積が 10, 000 平方 メートル以上 25, 00	6 8 2, 0 0	3 4 1, 0 0
		0 平方メートル未満のもの	0 円	0 円
		面積が 25, 000 平方 メートル以上のもの	7 7 8, 0 0	3 8 9, 0 0
			0 円	0 円

備考

- この表において「住宅部分」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 2 項に規定する住宅部分をいい、「非住宅部分」とは、同条第 1 項第 1 号に規定する非住宅部分をいう。
- この表において「適合証」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 14 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、同法第 30 条第 1 項第 1 号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合することを証する書面をいう。

- 3 この表において「設計住宅性能評価書」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書をいう。
- 4 この表において「誘導性能基準」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準をいう。
- 5 この表において「誘導仕様基準」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいう。
- 6 この表において「モデル建物法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ並びに第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準により評価する方法をいう。
- 7 この表において「標準入力法等」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準により評価する方法又は同項第1号ただし書及び同条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法をいう。
- 8 認定申請又は変更認定申請に係る建築物に住宅部分及び非住宅部分のいずれもが含まれる場合は、それぞれの区分に応じた額の合計額とする。
- 9 一の認定申請又は変更認定申請に審査を要する建築物が2以上ある場合は、それぞれの区分に応じた額(変更認定申請において建築物のエネルギー消費性能向上等に関する法律第30条第1項の規定により認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この表において「計画」という。))に追加する他の建築物にあっては、この表の認定申請の欄に掲げるそれぞれの区分に応じた額)の合計額とする。
- 10 一の変更認定申請において、建築物のエネルギー消費性能向上等に関する法律第30条第1項の規定により認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この表において「計画」という。)に記載されている建築物が2以上ある場合であって、審査を要する建築物の数が1であるとき(計画に他の建築物を追加するときを除く。)は、この表の変更認定申請の欄に掲げる当該審査を要する建築物の区分に応じた額とする。
- 11 一の変更認定申請において、審査を要する建築物の数が1である場合(計画に他の建築物を追加する場合に限る。)は、この表の認定申請の欄に掲げる当該建築物の区分に応じた額とする。
- 12 建築物エネルギー消費性能向上計画に関する認定申請又は変更認定申請に併せて建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係

規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合の手数料の額は、同項の規定による確認の申請書が建築主事に提出されたものとみなして、認定申請又は変更認定申請の手数料の額にそれぞれ別表第3の規定を準用して算定した手数料の額を加算した額とする。

別表第19の備考以外の部分を次のように改める。

別表第19（第2条関係）

建築物エネルギー消費性能基準に係る軽微な変更に関する証明書の交付申請手数料

区分			建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る面積	手数料の額
住宅計画認定部分	性能向上計画認定通知書が添付された場合	一戸建ての住宅		1戸につき2,500円
		共同住宅等	300平方メートル未満のもの	5,000円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	10,000円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	22,000円
			5,000平方メートル以上のもの	39,500円
性能向上計画認定通知書が添付されない場合	性能基準により評価されているもの	一戸建ての住宅	200平方メートル未満のもの	1戸につき15,500円
			200平方メートル以上のもの	1戸につき17,000円
		共同住宅等	300平方メートル未満のもの	31,000円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	51,500円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	87,500円
			5,000平方メートル以上	125,500円
	性能基準及び仕様基準の併用により評価	一戸建ての住宅	200平方メートル未満のもの	1戸につき11,500円
			200平方メートル以上のもの	1戸につき13,000円
		共同住宅等	300平方メートル未満のもの	23,000円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	38,500円

		されているもの	2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの	66, 500円
			5, 000平方メートル以上	97, 500円
非性能向上計画認定通知書が添付された場合 住宅部分			面積が300平方メートル未満のもの	5, 000円
			面積が300平方メートル以上1, 000平方メートル未満のもの	8, 000円
			面積が1, 000平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの	13, 500円
			面積が2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの	39, 500円
			面積が5, 000平方メートル以上10, 000平方メートル未満のもの	62, 000円
			面積が10, 000平方メートル以上25, 000平方メートル未満のもの	78, 500円
			面積が25, 000平方メートル以上のもの	98, 000円
	性能向上計画認定通知書が添付されない場合	モデル建物法により評価されているもの	面積が300平方メートル未満のもの	39, 000円
			面積が300平方メートル以上1, 000平方メートル未満のもの	49, 500円
			面積が1, 000平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの	65, 500円
			面積が2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの	105, 500円
			面積が5, 000平方メートル以上10, 000平方メートル未満のもの	137, 500円
			面積が10, 000平方メートル以上25, 000平方メートル未満のもの	165, 500円
			面積が25, 000平方メートル以上のもの	194, 000円

標準 入力 法等 により 評価 されて いる もの	面積が300平方メートル未満のもの	101,500円
	面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	127,500円
	面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	164,000円
	面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	234,500円
	面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	288,500円
	面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	341,000円
	面積が25,000平方メートル以上のもの	389,000円

別表第19備考第3項中「第4条第1項」を「第3条第1項」に改め、同項を同表備考第7項とし、同表備考第2項中「第1条第1項第1号イ」を「第1条第1項第1号イ並びに第10条第1号イ（1）及びロ（1）」に、「同号ただし書」を「同項第1号ただし書及び同条第1号ただし書」に改め、同項を同表備考第6項とし、同表備考第1項中「第1条第1項第1号ロ」を「第1条第1項第1号ロ並びに第10条第1項イ（2）及びロ（2）」に改め、同項を同表備考第5項とし、同表備考に第1項から第4項までとして次の4項を加える。

- 1 この表において「住宅部分」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第2項に規定する住宅部分をいい、「非住宅部分」とは、同条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。
- 2 この表において「性能向上計画認定通知書」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の同法第30条第1項又は第31条第1項の規定による認定の通知書の写しをいう。
- 3 この表において「性能基準」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（1）に規定する基準をいう。
- 4 この表において「仕様基準」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ（2）及びロ（2）に規定する基準をいう。

別表第 19 備考に次の 1 項を加える。

8 申請に係る建築物に住宅部分及び非住宅部分のいずれもが含まれる場合は、それぞれの区分に応じた額の合計額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の八代市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請等に係る手数料について適用し、同日前の申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

八代市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び八代市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について

八代市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び八代市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、同施行令を引用する条項の整理を行うに当たり、条例の改正が必要である。

八代市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び八代市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(八代市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第1条 八代市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成22年八代市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第4号中「第25条」を「第27条」に改める。

(八代市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 八代市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成25年八代市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

八代市都市公園条例等の一部改正について

八代市都市公園条例等の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 2 月 21 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

八代市都市公園、八代市普通公園及び八代市都市運動場における自動販売機の設置に係る使用料の規定の整備等を行うに当たり、条例の改正が必要である。

八代市都市公園条例等の一部を改正する条例

(八代市都市公園条例の一部改正)

第1条 八代市都市公園条例（平成17年八代市条例第215号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「、法」を「又は法」に、「又は同条第3項」を「若しくは第3項」に、「者が納付する使用料については」を「者は」に、「を適用する」を「の規定を適用して算定した額を使用料として納付しなければならない」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「同条第3項」を「第3項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、自動販売機の設置に係る法第5条第1項の許可を受けた者が納付する使用料の額は、前項の規定により算定した額に、その設置期間における当該自動販売機による販売物品に係る月ごとの売上金額（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）に、100分の10を下限として市長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。

第12条中「、同条第3項、」を「若しくは第3項若しくは」に、「同条第3項の」を「第3項の」に改める。

(八代市普通公園条例の一部改正)

第2条 八代市普通公園条例（平成17年八代市条例第216号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1号を削り、同表第2号中「第6条第1項各号」を「第6条第1項第1号から第5号まで」に、

「

展示会その他これらに類する催し	占用面積1平方メートルにつき1日	15円
	1日最低額	1,000円
その他	その都度定める。	

」を

「

展示会その他これらに類する催し	占用面積1平方メートルにつき1日	15円
	1日最低額	1,000円
自動販売機の設置	1台につき1月	八代市道路占用料に関する条例（平成17年八代市条例第209号）第2条の規定を適用して算定した額に当該自動販売機による販売物品に係る当該月の売上金額（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）に

	100分の10を下限として市長が別に定める割合を乗じて得た額を加えた額
その他	その都度定める。

」に
改め、同号（注）中「利用」を「使用料の額が日額で定められている行為に係る利用」に改め、同号を同表第1号とし、同表に次の1号を加える。

（2）第6条第1項第6号に掲げる行為をする場合

八代市道路占用料に関する条例の占用料を適用して算定した額

（八代市都市運動場条例の一部改正）

第3条 八代市都市運動場条例（平成17年八代市条例第217号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次の2号を加える。

（6）工作物その他の物件を設置するために一部を占有すること。

（7）自動販売機の設置又は管理をすること。

第4条第4項中「第1項又は」を「同項又は」に改める。

別表第1中

「

第4条第1項各号に掲げる行為	利用面積1平方メートルにつき1日 1日最低	15円 1,000円
----------------	--------------------------	---------------

」を

「

第4条第1項第1号から第5号までに掲げる行為	利用面積1平方メートルにつき1日 1日最低	15円 1,000円
第4条第1項第6号に掲げる行為	八代市道路占用料に関する条例（平成17年八代市条例第209号）第2条の規定を適用して算定した額	
第4条第1項第7号に掲げる行為	自動販売機1台につき1月	八代市道路占用料に関する条例第2条の規定を適用して算定した額に当該自動販売機による販売物品に係る当該月の売上金額（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）に100分の10を下限として市長が別に定める割合を乗じて得た額を加えた額

」に

改め、同表（注）中「利用」を「第4条第1項第1号から第5号までに

掲げる行為に係る利用」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

八代市普通公園条例の一部改正について

八代市普通公園条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

令和 2 年 7 月豪雨により被災したグリーンパークさかもとの供用を廃止し、及び普通公園として白島公園を設置するに当たり、条例の改正が必要である。

八代市普通公園条例の一部を改正する条例

八代市普通公園条例（平成１７年八代市条例第２１６号）の一部を次のように改正する。

第７条の２中「それぞれ同表に掲げる」を「同表に定める」に改める。

別表第１中

「

グリーンパークさかもと	八代市坂本町坂本４２２８番地１
-------------	-----------------

」を

「

白島公園	八代市港町１９７番１及び１９７番２
------	-------------------

」に

改める。

別表第３を次のように改める。

別表第３（第７条の２関係）

公園名	施設名	１日料金	半日料金
くま川ワイワイパーク	運動広場	３，７６０円	１，８８０円

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

八代市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

八代市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 2 月 21 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

栄養士法の一部改正による管理栄養士の資格要件の改正に伴い、指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される事業所等における従業者等に関する規定の整備を行うに当たり、条例の改正が必要である。

八代市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

八代市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和３年八代市条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第１３１条第１３項中「事業所の生活相談員、栄養士」を「事業所の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

八代市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部改正について

八代市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置を可能とするため、同センターに配置すべき専門職員の員数に係る基準を整備するに当たり、条例の改正が必要である。

八代市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例

八代市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例（平成26年八代市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「員数」を「員数（地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」に改め、同条第4項中「前3項の」を「前各項の」に、「前3項に」を「これらの規定に」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「それぞれ」を「それぞれ」に改め、同項の表人員配置基準の欄中「前項各号」を「第1項各号」に、「前項第1号」を「第1項第1号」に、「前項に」を「第1項に」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 2 月 21 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

栄養士法の一部改正による管理栄養士の資格要件の改正に伴い、家庭的保育事業等における食事の提供の特例に関する規定の整備を行うに当たり、条例の改正が必要である。

八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年八代市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項第 2 号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 2 月 21 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正されたことにより、保育内容支援及び代替保育に係る連携施設の見直しが行われたことに伴い、条例の改正が必要である。

八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年八代市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「又は助言」を「、助言」に、「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

第6条第3項第1号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「次に」を「次の各号に」に、「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第6条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第3条中「掲げる」を「規定する」に、「10年」を「15年」に改める。

（八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

- 第2条 八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年八代市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第8条中「及び保育必要量等」を「、保育必要量等」に改める。

第36条第3項中「第6条第2項中」を「第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「」に改める。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に、「同号」を「同項」に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう

第42条第3項第1号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。））」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「次」を「次の各号」に、「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号の」を「第1項第2号の」に改め、同項各号を次のように改める。

- （1）特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場

合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- (2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

- (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第48条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

附則第4条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

